

法人会員の皆さまへ

撮影業務用 請負業者、受託者賠償責任保険のご案内

この保険は、撮影業務に起因する損害賠償事故を幅広く補償するよう設計されています。

例えば、屋外ロケ中に歩道に這わせた電気ケーブルの不完全な養生が原因で自転車が転倒して大けがをさせてしまった、ロケで使用する建物の内装に機材をぶつけて傷をつけてしまった等、業務中の第三者に対する賠償事故を請負賠償責任保険で補償します。

また、カメラ機材、照明機材、録音機材などレンタルして持ち込んだ機材をスタッフの過失で壊してしまった場合の修理費用や貸出し不能による休業損害については受託者賠償責任保険で補償します。スタッフ・キャストの傷害事故補償と一緒に撮影業務に必要な不可欠な保険です。

インターネットによるお問い合わせはこちら

連絡先／代理店・扱者

代理店・扱者

株式会社ファンテック
担当：山田・浅井・幸島(こうじま)・田中
東京都港区新橋3-26-3 会計ビル3階
TEL: 03-3575-1220 FAX: 03-3575-1221

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第四部 第一課
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL: 03-3259-6642

<目次>

1. 請負業者、受託者賠償責任保険とは	2 ページ
2. 保険金をお支払いする主な場合	3 ページ
3. 自動セットされる主な特約	4 ページ
4. お支払いの対象となる損害	6 ページ
5. 保険金をお支払いしない主な場合	7 ページ
6. ご契約の仕組み	9 ページ
7. ご留意いただきたいこと	11 ページ
●重要事項のご説明	14 ページ

1. 請負業者、受託者賠償責任保険とは

<主な特長>

「請負業者賠償責任保険」と「受託者賠償責任保険」は、映像制作事業者のみなさまの様々な賠償責任リスクについて、1年間を通じて補償します。

1. 貴社の業務遂行中に加え、使用管理中の借用機材の賠償責任リスクもあわせて補償します。
2. 業務遂行中の事故について、貴社の業務の下請業者の賠償責任リスクもあわせて補償します。

<対象となる業務・施設(請負賠償責任保険)>

この保険契約は、以下の業務と、業務の遂行のために所有、使用、または管理する施設を対象としております。

対象となる業務	説明
映像制作業務	保険期間中に着手した映像作成業務が対象となります。 映画、ドラマ、ドキュメンタリー、CM、プロモーションなど全ての映像制作を対象とします。

※保険期間中に着手したすべての映像制作業務が自動的に保険の対象となりますが、業務に着手する前に通知いただいた場合には、その業務を保険の対象から除外することができます。

<対象となる受託物(受託者賠償責任保険)>

この保険契約は、業務の遂行のため借用した受託物を対象としております。

対象となる受託物	説明
全ての借用物	記名被保険者が撮影業務（上記の「対象となる業務」をさします。）を行う場所に、その撮影業務のために使用する目的で外部から持ち込まれる ^(注1) 、第三者から借用中の財物 ^(注2) に限りです。 例：撮影機材・録音機材・照明機材、衣装、小道具、宝石・貴金属・書画・骨董品、自動車など (注1) 外部から運送している間を含みます。 (注2) 借用中の財物には、レンタル、リース等による財物を含みます。

<募集対象、加入資格等>

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	日本映画制作適正化機構の法人会員で映像制作を行っている会社に限りです。
◇記名被保険者	同上

2. 保険金をお支払いする主な場合

<請負業者賠償責任保険：請負業務遂行中の事故>

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が行う撮影作業遂行中に発生した偶然な事故、または被保険者が撮影作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合には、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

<着手ベース>

この保険契約は、「着手ベース」となります。この保険契約の保険期間内に着手した対象業務につき、着手時から業務の終了時まで発生した事故を補償の対象とします。

《お支払いの対象となる事故例》

- ◇屋外ロケ現場の道路上のケーブル養生が不完全で歩行者が足を引っ掛け転倒、ケガをさせてしまった。
- ◇撮影で使用する建物の壁に機材をぶつけて、壊してしまった。
- ◇撮影で使用する建物の壁に美術装飾を施していた。撤去時、両面テープを剥がす際、壁の下地も剥がしてしまった。
- ◇撮影スタジオに大道具を建て込み、撮影に合わせて動かした時、床にキズを付けてしまった。
- ◇撮影で使用する古民家に大勢のスタッフと機材を持ち込んだため重みで建物が傾いてしまった。
- ◇撮影準備のため自転車で走っていたところ、わき見をして通行人と衝突してケガを負わせてしまった。

<受託者賠償責任保険：撮影のため借用した機材の事故>

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、盗まれたり、または詐取されたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

《お支払いの対象となる事故例》

- ◇撮影のため借用したカメラのレンズに誤ってキズを付けてしまった。
- ◇撮影のため借用した照明ライトを誤って倒して壊してしまった。
- ◇撮影のため借用した照明ライトの100ボルト電源仕様を誤って200ボルトに繋げて焼損してしまった。
- ◇撮影のため借用した機材トラックを運転中、不慣れな雪道でトラックを転倒させ損壊してしまった。
- ◇撮影のため借用した機材を使用して雪山で撮影中、雪に埋もれてしまい機材が行方不明になってしまった。

《お支払いの対象となる受託物》

2ページをご参照ください。

請負業者賠償責任保険の「対象となる業務」に関わる受託物が対象ですので、同様に「着手ベース」でのお支払いとなります。



《借用財物のすみわけ》

この保険契約には、請負業者賠償責任保険に「借用財物損壊補償特約」がセットされています。

以下の通り、受託者賠償責任保険と請負業者賠償責任保険で、補償対象となる借用財物および補償の範囲が異なります。

撮影のために借用した財物	請負業者賠償責任保険の特約で補償	借用した動物・植物 撮影現場にもともとあった借用財物	<ご留意点> 紛失・盗取・詐取は補償対象外です。 間接損害（使用不能損害など）は補償対象外です。
	受託者賠償責任保険で補償	撮影現場を行う場所に持ち込まれる借用財物（動物・植物を除く）	<ご留意点> 紛失・盗取・詐取も補償対象です。 間接損害（使用不能損害など）も補償対象です。

3. 自動セットされる主な特約

管理財物損壊補償特約（請負業者特別約款に自動セット）

保険金をお支払いする主な場合	被保険者の管理下にある財物（仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含み、目的を問いません。以下同様です。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害 ○被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）に対する損害 ○被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。）を目的として、被保険者が受託している財物に対する損害 ○被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害 ○補償管理財物（管理財物損壊補償特約をセットすることにより補償される管理財物。以下同様です。）の使用不能に起因する損害 ⇒この保険契約においては補償の対象となります。 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ○補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害 ○補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ○被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工（動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。）の拙劣または仕上不良等に起因する損害 <p style="text-align: right;">等</p>
支払限度額	財物損壊の1事故あたりの支払限度額。 ただし、補償管理財物の使用不能損害については1事故につき500万円を限度とします。
免責金額	財物損壊の1事故あたりの免責金額

借用財物損壊補償特約（請負業者特別約款に自動セット）

保険金をお支払いする主な場合	<p>加入者証記載の仕事の遂行のために作業場内および加入者証記載の施設内において使用または管理する借用財物（仕事の遂行のためにリース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物^{（注1）}を含みます。ただし、作業場外または加入者記載の施設外から持ち込まれた財物^{（注2）}を含みません。）を損壊（滅失、破損または汚損）したことにより、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>（注1）他人から借りている財物には、自動車を含みます。</p> <p>（注2）作業場外または加入者証記載の施設外から持ち込まれた財物には、動物、植物等の生物を含みません。</p>
----------------	---

<p>保険金をお支払いしない 主な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○借用財物の紛失または盗取に起因する損害 ○借用財物の使用不能に起因する損害 ○借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊（滅失、破損または汚損）に起因する損害 ○借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊（滅失、破損または汚損）に起因する損害 ○電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊（滅失、破損または汚損）に起因する損害 ○傷などの外観上の損壊（滅失、破損または汚損）にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊に起因する損害 ○借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊（滅失、破損または汚損）に起因する損害 ○被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する借用財物の損壊（滅失、破損または汚損）に起因する損害 ○借用財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○借用財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>支払限度額</p>	<p>1 事故につき加入者証に記載された請負業者特別約款の財物損壊の支払限度額のとおり。 ただし、加入者証にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用。</p>
<p>免責金額</p>	<p>財物損壊の 1 事故あたりの免責金額</p>

対物超過費用補償特約（請負業者特別約款・受託者特別約款に自動セット）	
<p>保険金をお支払いする 主な場合</p>	<p>対物事故による法律上の損害賠償金に対して保険金が支払われる場合において、被保険者が対物超過費用を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、この保険契約により、別に保険金が支払われる損害を除きます。</p> <p><対物超過費用> 被害財物の復旧費が、その財物の時価額を上回ると認められる場合において、対物事故の解決のために被保険者が負担した費用。ただし、復旧費から時価額を差し引いた額を限度とし、対物事故の被害者が損害賠償請求を行っていないにもかかわらずなされる給付は、その名目を問わず除きます。</p> <p><被害財物> 対物事故により損壊した財物。</p> <p><復旧費> 対物事故が生じた地および時において、財物を事故発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費。財物を修理できない場合で再築または再取得するときまたは修理費が再調達価額を超過する場合は、再調達価額とします。</p> <p><対物事故> 保険期間中に発生した他人の財物の損壊。ただし、この保険契約により保険金が支払われる損害の原因となるものに限りません。</p>
<p>保険金をお支払いしない 主な場合</p>	<p>この特約固有の免責規定はありません。 「5. 保険金をお支払いしない主な場合」（7 ページ）をご参照ください。</p>
<p>支払限度額</p>	<p>1 事故につき 50 万円 保険期間中につき 1,000 万円</p>
<p>免責金額</p>	<p>なし</p>

その他の自動セット特約については「重要事項のご説明」の「契約概要のご説明」の「1. 商品の仕組み」（14 ページ）をご参照ください。詳細は代理店・扱者にお問合わせください。

4. お支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦対物超過費用	「3.自動セットされる主な特約」（4ページ）の「対物超過費用補償特約」に記載の通りです。

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\boxed{\text{お支払いする争訟費用の額}} = \boxed{\text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

5. 保険金をお支払いしない主な場合（1）

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

《普通保険約款でお支払いしない主な場合》

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 請負業者特別約款については、「管理財物損壊補償特約」および「借用財物損壊補償特約」が自動セットされており、一部を補償することができます。
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任

等

《賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合》

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限り、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - (a) 石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - (b) 石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - (c) 石綿等の飛散または拡散
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

《請負業者特別約款でお支払いしない主な場合》

- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（下請業務を含みます。）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、走行中を除き出張修理・整備を目的として一時的に管理している場合や、貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を除きます。

撮影に使用される車（機材搭載車、バス、乗用車、カメラ搭載車等）に起因する賠償責任については、撮影業務に関係しない人が出入りすることを制限されている撮影現場内での事故に限り、保険金をお支払いします。

- 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し）または放棄の後に、仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
- じんあいによる損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 騒音に起因する損害賠償責任
- 塗料（塗料またはその他の塗装用材料）の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装（吹付けを含みます。）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇ 医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- 被保険者が行う L P ガス販売業務の遂行（L P ガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害

等

5. 保険金をお支払いしない主な場合（2）

<管理財物損壊リスクの取扱い>

前記「普通保険約款でお支払いしない主な場合」の「被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任」の「管理する財物」は次表のとおり分類されます。

一部のリスクについては特約をセットすることにより補償の対象とすることができます。特約の詳細はそれぞれの特約の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

「管理する財物」の分類	補償対象とする特約
A 被保険者が第三者から借用中の財物	借用財物損壊補償特約 ^(注)
B 被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）	なし
C 上記 A 、 B を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。）を目的として、被保険者が受託している財物	なし
D 上記 A ～ C を除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物	なし
E 上記 A ～ D を除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）	管理財物損壊補償特約

(注) 受託者賠償責任保険の補償対象となる借用財物もあります。2～4 ページをご参照ください。

<<受託者特別約款でお支払いしない主な場合>>

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取・詐取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊(滅失、破損、汚損、もしくは紛失すること、または盗取・詐取されること)に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取・詐取されること)に起因する損害
⇒貴重品危険補償特約(自動セット)により補償の対象となります。
- 受託物の性質、欠陥、またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出に起因する損害
⇒漏水補償特約(自動セット)により補償の対象となります。
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取・詐取されること)に起因する損害
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害
- 受託物に対する修理(点検を含みます。)または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。)に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。)の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のため生じた受託物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取・詐取されること)に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取・詐取されること)に起因する損害
- 以下に該当する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取・詐取されること)
 - ◇土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。)
 - ◇動物、植物等の生物

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

6. ご契約の仕組み（1）

（1）保険契約者

この保険は日本映画制作適正化機構が保険契約者となる団体契約です。

（2）被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

日本映画制作適正化機構の法人会員で映像制作を行っている会社
（請負業者賠償責任保険においては、すべての下請負人を含みます。）

（3）保険期間

2025年4月 1日午後4時から2026年4月 1日午後4時まで 1年間
保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

（4）支払限度額・免責金額

加入プラン				A	B	C
請負業務遂行中の事故 （請負業者特別約款）	身体 障害 ・ 財物 損壊 合算	支払限度額	1事故につき	1億円	2億円	3億円
		免責金額	1事故につき	1万円	1万円	1万円

加入プラン				D	E	F	G
受託物の事故 （受託者特別約款）	財物 損壊	支払限度額 （注）	1事故につき 保険期間中	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
		免責金額	1事故につき	1万円	1万円	1万円	1万円

（注）ご加入プランにかかわらず、宝石・貴金属・書画・骨董品等の貴重品については1点または1組あたり1,000万円、自動車については1台あたり1,000万円が限度となります。

また、受託物の損壊による使用不能損害については300万円が限度となります。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「4. お支払いの対象となる損害」（6ページ）をご参照ください。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額^{（注）}につきましては、加入申込票の「賠償支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

（注）免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

6. ご契約の仕組み（2）

（5）保険料およびご加入内容の決定

[こちらをクリック](#)して、お問合わせフォームに入力の上、送信してください。
後程、担当者よりメール、電話等で連絡させていただきます。
打合せを行い、保険料のお見積りをします。

（6）ご加入手続きの方法

ご加入にあたっては、加入申込票に所定の事項をご記入・押印のうえ、代理店・扱者(ファンテック)までご提出ください。
また、保険料については、「**（7）保険料の払込方法**」に記載の方法により払い込んでください。

（7）保険料の払込方法

保険料は、請求書に従い銀行振込みで、日本映画制作適正化機構の口座へ払い込んでください。

保険料は必ずご加入と同時に払い込んでください（保険料の払込みを猶予する特約がセットされる場合を除きます。）。払込みの猶予がない場合は、保険期間が始まった後であっても、代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

（8）暫定保険料方式および確定精算について

保険料の精算の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料（最低保険料に達しない場合は最低保険料）と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご加入を脱退（解約）される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

7. ご留意いただきたいこと（1）

- お申込人となることができる方は、2ページの<募集対象、加入資格等>をご参照ください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明」**「2. 告知義務・通知義務等（1）ご加入時における注意事項（告知義務－加入申込票の記載上の注意事項）」**をご参照ください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明」**「2. 告知義務・通知義務等（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）」**をご参照ください。

7. ご留意いただきたいこと（2）

●＜保険会社破綻時等の取扱い＞

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびM S & A Dインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

●事故が起こった場合のお手続き

（1）事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

7. ご留意いただきたいこと（3）

（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
（1）引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
（2）引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^{（注）} （注）事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
（3）損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
（4）被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
（5）その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{（注1）}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^{（注2）}の確認を終えて保険金をお支払いします^{（注3）}。

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2021年10月1日以降始期契約用

請負業者、受託者賠償責任保険 をご加入いただくお客様へ 重要事項のご説明

この書面では請負業者、受託者賠償責任保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してください。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
請負業者賠償責任保険 受託者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約 賠償責任保険追加特約 包括契約特約(撮影業務、着手ベース、仕事一括通知、暫定保険料方式) + 請負業者特別約款 + 共通支払限度額特約 + 借用財物損壊補償特約 + 撮影業務に関する追加特約(請負業者特別約款用) + 管理財物損壊補償特約(間接損害補償) + 交差責任補償特約 C + 国外一時業務危険補償特約 + 対物超過費用補償特約 + 受託者特別約款 + 漏水補償特約(受託者用) + 貴重品危険補償特約 + 撮影業務に関する追加特約(受託者特別約款用) + 使用不能損害補償特約(受託者用) + 対物超過費用補償特約

③お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2)セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3)保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4)支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

(2)保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。**注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」**をご参照ください。

2. 引受条件等

(1)補償内容

①被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
請負業者、受託者賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

②保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「撮影業務用 請負業者、受託者賠償責任保険のご案内」。以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、一般社団法人日本映画制作適正化機構が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項) 特にご注意ください

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めると、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等) 特にご注意ください

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。**ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。**

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ② ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇ 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

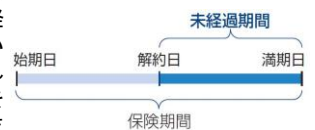
5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い 特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

- 保険料の精算が必要なご契約の場合には、パンフレットをご参照ください。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 **株式会社ファンテック**
〒105-0004 東京都港区新橋3-26-3会計ビル3階
TEL: 03-3575-1220 FAX: 03-3575-1221

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24 時間 365 日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

〔ナビダイヤル

（全国共通・通話料有料）〕

- ・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)